職員の給与に関する条例（昭和３７年条例第１号）の一部改正（第１条関係）

改　正　案	現　　行
（期末手当） 第２０条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、**６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、**「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」と**する。 ４～６　略 （勤勉手当） 第２１条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額をこえてはならない。 (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、**６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５**を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、**６月に支給する場合には１００分の５１．２５、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５**を乗じて得た額の総額 ３～５　略	（期末手当） 第２０条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に**１００分の１２６．２５**を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」とする。 ４～６　略 （勤勉手当） 第２１条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額をこえてはならない。 (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に**１００分の１０６．２５**を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に**１００分の５１．２５**を乗じて得た額の総額 ３～５　略

別表第１（第５条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円

別表第１（第５条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円

改正案								
前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	206,000	252,400	287,200	321,900	345,600	380,900	435,900
	2	207,100	253,700	288,200	323,400	347,400	382,600	437,800
	3	208,300	255,100	289,200	324,800	349,300	384,200	439,700
	4	209,500	256,500	290,200	326,200	351,100	385,800	441,500
	5	210,600	257,900	291,200	327,600	352,800	387,400	443,400
	6	212,300	259,300	292,200	328,800	354,600	389,200	445,200
	7	213,900	260,700	293,300	329,900	356,400	390,700	447,000
	8	215,500	262,100	294,300	331,100	358,000	392,300	448,800
	9	217,000	263,500	295,300	332,400	359,600	393,600	450,400
	10	218,700	264,700	296,400	334,000	361,300	395,200	451,900
	11	220,300	266,100	297,400	335,700	363,000	396,800	453,400
	12	221,900	267,400	298,400	337,300	364,700	398,300	454,900
	13	223,400	268,600	299,400	338,800	366,200	400,200	456,400
	14	225,100	269,800	300,700	340,400	367,800	402,100	457,700
	15	226,800	271,100	302,000	342,100	369,400	404,000	459,000
	16	228,500	272,300	303,200	343,700	370,900	405,900	460,300
	17	229,700	273,400	304,500	345,200	372,200	407,400	461,500
	18	231,300	274,500	305,800	346,900	373,900	409,200	462,800
	19	232,900	275,600	307,100	348,700	375,500	410,900	464,100
	20	234,400	276,700	308,300	350,300	377,200	412,500	465,300
	21	235,900	277,600	309,400	351,700	378,300	414,200	466,500
	22	237,600	278,600	310,600	353,400	379,800	415,600	467,300
	23	239,200	279,600	311,900	355,100	381,300	417,000	468,100
	24	240,800	280,600	313,200	356,700	382,800	418,400	468,900
	25	242,400	281,600	314,500	357,900	384,500	419,800	469,500
	26	244,100	282,500	315,600	359,800	386,300	421,000	470,100
	27	245,400	283,300	316,600	361,500	387,900	422,200	470,700
	28	246,700	284,200	317,600	363,100	389,600	423,200	471,300
	29	248,000	285,000	318,800	364,600	391,000	424,300	472,000
	30	249,100	285,800	320,000	366,200	392,300	425,500	472,800
	31	250,200	286,700	321,300	367,800	393,500	426,600	473,200
	32	251,300	287,400	322,500	369,400	394,900	427,700	473,900

現行								
前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	196,400	242,700	277,100	310,700	333,600	367,900	422,000
	2	197,500	244,000	278,100	312,200	335,400	369,600	423,900
	3	198,700	245,400	279,100	313,600	337,200	371,200	425,800
	4	199,800	246,800	280,100	315,000	338,900	372,800	427,600
	5	200,900	248,200	281,100	316,400	340,600	374,400	429,400
	6	202,600	249,600	282,100	317,500	342,300	376,200	431,200
	7	204,200	251,100	283,000	318,600	344,000	377,700	433,000
	8	205,800	252,500	284,000	319,800	345,600	379,300	434,800
	9	207,300	253,900	285,100	321,000	347,200	380,600	436,400
	10	209,000	255,100	286,100	322,600	348,900	382,200	437,900
	11	210,600	256,400	287,100	324,200	350,600	383,800	439,400
	12	212,200	257,700	288,100	325,800	352,300	385,400	440,900
	13	213,700	258,900	289,100	327,200	353,800	387,300	442,400
	14	215,400	260,100	290,400	328,800	355,400	389,200	443,700
	15	217,100	261,300	291,700	330,400	357,000	391,100	445,000
	16	218,900	262,500	292,900	332,000	358,500	392,900	446,200
	17	220,100	263,600	294,100	333,400	359,900	394,400	447,400
	18	221,700	264,700	295,400	335,100	361,600	396,200	448,700
	19	223,300	265,800	296,600	336,700	363,200	397,900	450,000
	20	224,800	266,900	297,800	338,300	364,800	399,500	451,200
	21	226,300	267,800	298,800	339,700	365,900	401,200	452,500
	22	227,900	268,800	300,000	341,400	367,400	402,600	453,300
	23	229,500	269,800	301,200	343,100	368,900	404,000	454,100
	24	231,100	270,800	302,500	344,700	370,400	405,400	454,900
	25	232,700	271,800	303,800	345,900	372,100	406,800	455,500
	26	234,400	272,700	304,800	347,800	373,900	408,000	456,100
	27	235,700	273,500	305,800	349,500	375,500	409,200	456,700
	28	237,000	274,400	306,800	351,200	377,200	410,200	457,300
	29	238,300	275,200	307,900	352,700	378,600	411,300	458,000
	30	239,400	276,000	309,100	354,300	379,900	412,500	458,800
	31	240,500	276,800	310,200	355,900	381,100	413,600	459,200
	32	241,600	277,500	311,400	357,500	382,500	414,700	459,900

改正案								
	33	252,400	288,200	323,700	371,100	396,000	428,400	474,400
	34	253,300	289,000	325,000	372,900	396,900	429,100	474,800
	35	254,200	289,800	326,400	374,700	397,900	429,700	475,200
	36	255,200	290,400	327,700	376,600	398,900	430,400	475,600
	37	256,200	291,100	329,000	378,100	399,700	431,000	476,000
	38	257,100	291,900	330,300	379,500	400,600	431,600	476,300
	39	258,000	292,600	331,600	380,900	401,500	432,200	476,600
	40	258,800	293,400	332,900	382,300	402,300	432,600	476,900
	41	259,600	294,100	334,300	383,800	403,100	433,000	477,200
	42	260,200	294,900	335,500	384,600	403,900	433,200	477,500
	43	260,800	295,600	336,700	385,500	404,800	433,500	477,800
	44	261,400	296,300	337,800	386,500	405,500	433,800	478,100
	45	262,000	297,000	338,700	387,400	406,200	434,100	478,400
	46	262,600	297,700	339,900	388,500	406,900	434,400	
	47	263,200	298,400	341,100	389,400	407,600	434,700	
	48	263,800	299,000	342,400	390,400	408,300	435,000	
	49	264,300	299,700	343,500	391,300	408,800	435,200	
	50	265,000	300,400	344,700	392,000	409,400	435,500	
	51	265,600	301,100	345,900	392,700	410,000	435,700	
	52	266,100	301,800	347,100	393,300	410,700	436,000	
	53	266,500	302,300	348,400	393,700	411,100	436,200	
	54	266,900	303,000	349,500	394,300	411,700	436,500	
	55	267,200	303,600	350,600	394,900	412,300	436,800	
	56	267,500	304,300	351,700	395,600	412,800	437,100	
	57	267,800	304,900	352,400	395,900	413,200	437,300	
	58	268,100	305,500	353,300	396,600	413,800	437,600	
	59	268,400	306,100	354,000	397,300	414,400	437,900	
	60	268,700	306,900	354,800	397,900	414,900	438,100	
	61	269,000	307,500	355,600	398,200	415,300	438,300	
	62	269,300	308,000	356,000	398,700	415,800	438,600	
	63	269,600	308,500	356,500	399,300	416,300	438,900	
	64	269,900	308,900	357,200	399,900	416,900	439,100	

現行								
	33	242,700	278,200	312,500	359,200	383,600	415,400	460,400
	34	243,600	279,000	313,800	361,000	384,600	416,100	460,800
	35	244,500	279,800	315,100	362,800	385,600	416,700	461,200
	36	245,500	280,400	316,400	364,600	386,600	417,400	461,600
	37	246,500	281,100	317,700	366,100	387,400	418,100	462,000
	38	247,400	281,900	319,000	367,500	388,300	418,700	462,300
	39	248,300	282,600	320,300	368,900	389,200	419,200	462,600
	40	249,100	283,300	321,600	370,300	390,000	419,600	462,900
	41	249,900	284,000	322,900	371,800	390,800	420,000	463,200
	42	250,600	284,800	324,100	372,600	391,600	420,200	463,500
	43	251,300	285,500	325,400	373,500	392,400	420,500	463,800
	44	251,900	286,200	326,500	374,500	393,100	420,800	464,100
	45	252,600	286,900	327,400	375,400	393,800	421,100	464,400
	46	253,200	287,500	328,700	376,500	394,500	421,400	
	47	253,800	288,200	330,000	377,400	395,200	421,700	
	48	254,400	288,800	331,300	378,400	395,900	422,000	
	49	254,900	289,500	332,400	379,300	396,400	422,200	
	50	255,500	290,100	333,700	380,000	397,000	422,500	
	51	256,100	290,800	334,900	380,700	397,600	422,700	
	52	256,600	291,500	336,100	381,300	398,300	423,000	
	53	257,000	292,000	337,400	381,700	398,700	423,200	
	54	257,400	292,600	338,400	382,300	399,300	423,500	
	55	257,700	293,200	339,500	382,900	399,900	423,800	
	56	258,000	293,900	340,600	383,600	400,400	424,100	
	57	258,300	294,500	341,300	383,900	400,800	424,300	
	58	258,600	295,100	342,200	384,700	401,400	424,600	
	59	258,900	295,700	342,900	385,400	402,000	424,900	
	60	259,200	296,400	343,700	386,000	402,500	425,100	
	61	259,500	297,000	344,500	386,300	402,900	425,300	
	62	259,800	297,600	344,900	386,800	403,400	425,600	
	63	260,100	298,100	345,400	387,400	403,900	425,900	
	64	260,400	298,600	346,100	388,000	404,500	426,100	

改正案							
65	270,200	309,400	358,000	400,200	417,200	439,300	
66	270,500	309,900	358,700	400,800	417,600	439,600	
67	270,800	310,300	359,400	401,500	417,900	439,900	
68	271,100	310,800	360,000	402,100	418,300	440,100	
69	271,400	311,200	360,500	402,500	418,600	440,300	
70	271,700	311,700	361,100	403,000	418,900	440,600	
71	272,000	312,100	361,600	403,600	419,200	440,900	
72	272,300	312,600	362,200	404,100	419,400	441,100	
73	272,600	313,000	362,500	404,700	419,600	441,300	
74	272,900	313,400	363,000	405,300	419,900		
75	273,200	313,700	363,300	405,700	420,200		
76	273,500	314,000	363,700	406,000	420,400		
77	273,800	314,200	364,100	406,400	420,600		
78	274,100	314,500	364,600	406,900	420,900		
79	274,400	314,700	365,100	407,300	421,200		
80	274,700	315,000	365,600	407,700	421,400		
81	275,000	315,200	365,900	408,100	421,600		
82	275,300	315,400	366,300	408,600	421,900		
83	275,600	315,700	366,700	409,000	422,200		
84	275,900	315,900	367,100	409,400	422,400		
85	276,200	316,200	367,400	409,700	422,600		
86	276,500	316,400	367,800				
87	276,800	316,700	368,200				
88	277,100	317,000	368,600				
89	277,400	317,300	368,800				
90	277,700	317,600	369,200				
91	278,000	317,900	369,600				
92	278,300	318,200	370,000				
93	278,600	318,400	370,200				
94		318,600	370,500				
95		318,900	370,900				
96		319,300	371,200				

現行							
65	260,700	299,100	346,900	388,300	404,800	426,300	
66	261,000	299,700	347,600	388,900	405,200	426,600	
67	261,300	300,200	348,300	389,600	405,500	426,900	
68	261,600	300,800	348,900	390,200	405,900	427,100	
69	261,900	301,200	349,400	390,600	406,200	427,300	
70	262,200	301,700	350,000	391,100	406,500	427,600	
71	262,500	302,200	350,500	391,700	406,800	427,900	
72	262,800	302,800	351,200	392,200	407,000	428,100	
73	263,100	303,300	351,500	392,700	407,200	428,300	
74	263,400	303,700	352,000	393,300	407,500		
75	263,700	304,000	352,300	393,700	407,800		
76	264,000	304,300	352,700	394,000	408,000		
77	264,300	304,500	353,100	394,400	408,200		
78	264,600	304,800	353,600	394,900	408,500		
79	264,900	305,000	354,100	395,300	408,800		
80	265,200	305,300	354,600	395,700	409,000		
81	265,500	305,500	354,900	396,100	409,200		
82	265,800	305,700	355,300	396,600	409,500		
83	266,100	306,000	355,700	397,000	409,800		
84	266,400	306,200	356,100	397,400	410,000		
85	266,700	306,500	356,400	397,700	410,200		
86	267,000	306,700	356,800				
87	267,300	307,000	357,200				
88	267,600	307,300	357,600				
89	267,900	307,600	357,800				
90	268,200	307,900	358,200				
91	268,500	308,200	358,600				
92	268,800	308,500	359,000				
93	269,100	308,700	359,200				
94		308,900	359,500				
95		309,200	359,900				
96		309,600	360,200				

改正案								
	97		319,500	371,500				
	98		319,800	371,900				
	99		320,100	372,300				
	100		320,500	372,700				
	101		320,800	373,200				
	102		321,100	373,600				
	103		321,400	374,000				
	104		321,700	374,400				
	105		321,900	374,900				
	106		322,200	375,300				
	107		322,500	375,600				
	108		322,800	375,900				
	109		323,000	376,400				
	110		323,300					
	111		323,700					
	112		324,000					
	113		324,200					
	114		324,400					
	115		324,700					
	116		325,100					
	117		325,300					
	118		325,500					
	119		325,800					
	120		326,100					
	121		326,400					
	122		326,600					
	123		326,900					
	124		327,200					
	125		327,500					
定年前再任用		標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円

現行								
	97		309,800	360,500				
	98		310,100	360,900				
	99		310,400	361,300				
	100		310,800	361,700				
	101		311,000	362,200				
	102		311,300	362,600				
	103		311,600	363,000				
	104		311,900	363,400				
	105		312,100	363,900				
	106		312,400	364,300				
	107		312,700	364,600				
	108		313,000	364,900				
	109		313,200	365,300				
	110		313,500					
	111		313,900					
	112		314,200					
	113		314,400					
	114		314,600					
	115		314,900					
	116		315,300					
	117		315,500					
	118		315,700					
	119		316,000					
	120		316,300					
	121		316,600					
	122		316,800					
	123		317,100					
	124		317,400					
	125		317,800					
定年前再任用		標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円

改正案									現行								
短時間勤務職員		219,600	248,500	293,500	315,900	332,800	360,800	406,900	短時間勤務職員		200,900	228,500	270,300	291,000	306,600	332,900	375,900

職員の給与に関する条例（昭和３７年条例第１号）の一部改正（第２条関係）

改　正　案	現　　行
（給与の減額） 第１３条　職員が勤務しないときは、勤務時間条例第９条に規定する時間外勤務代休時間、**勤務時間条例第１０条第１項に規定する休日に割り振られた勤務時間（同項の規定により休日勤務代休時間（同項に規定する休日勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定された職員にあっては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間（同項に規定する休日勤務時間をいう。以下同じ。）を除く。）又は休日勤務代休時間**である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年規則第５号）別表第３の(18)による休暇の許可を受けた場合を除く。）を除き、その勤務しない１時間につき、第１７条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第１３条　職員が勤務しないときは、勤務時間条例第９条に規定する時間外勤務代休時間、**勤務時間条例第９条の２前段に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）又は同条後段に規定する日（以下「年末年始の休日」という。）**である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年規則第５号）別表第３の**(17)及び**(18)による休暇の許可を受けた場合を除く。）を除き、その勤務しない１時間につき、第１７条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
（時間外勤務手当） 第１４条　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１７条に規定する勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合には、その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員が、第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１００（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合には、１００分の１２５）を乗じて得た額とする。 (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に**同条第２号に掲げる勤務に係る**休日給が支給されることとなる日を除く。第３項において同じ。）における勤務 (2) 略 ２～７　略	（時間外勤務手当） 第１４条　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１７条に規定する勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合には、その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員が、第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１００（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合には、１００分の１２５）を乗じて得た額とする。 (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。第３項において同じ。）における勤務 (2) 略 ２～７　略
（休日勤務手当） 第１５条　**勤務時間条例第９条の２に規定する祝日法による休日**（勤務時間条例第４条の規定に基づき毎日曜日を勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあっては、当該祝日法による休日が同条及び第５条の規定に基づく勤務を要	（休日勤務手当） 第１５条　**祝日法による休日**（勤務時間条例第４条の規定に基づき毎日曜日を勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあっては、当該祝日法による休日が同条及び第５条の規定に基づく勤務を要しない日に当たるときは、規則で定

改　正　案	現　　行
しない日に当たるときは、規則で定める日）、勤務時間条例第９条の２に規定する年末年始の休日及びこれらの日に準ずるものとして規則で定める日（以下この条において「休日等」と総称する。）の正規の勤務時間（勤務時間条例第１０条第１項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員にあっては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を除く。）並びに休日勤務代休時間（以下この条において「休日等正規勤務時間等」という。）中に勤務することを命ぜられた職員には、休日等正規勤務時間等中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１７条に規定する勤務１時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。 (1) 次号に掲げる勤務以外の勤務 (2) 次のア又はイに掲げる勤務 ア 休日等（休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を含む勤務時間条例第１０条第１項に規定する休日を除く。）における勤務 イ １日の勤務時間の全部につき勤務時間条例第１０条第１項の規定により休日勤務代休時間が指定された日（第１８条の２第１項において「全部休日勤務代休時間指定日」という。）における勤務	める日）及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１７条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。
	２　勤務時間条例第１０条の規定により、職員に代休日を指定した場合において、当該代休日の正規の勤務時間の全勤務時間に勤務を命じたときは、休日勤務手当を支給する。
（管理職員特別勤務手当） 第１８条の２　第１０条第１項の規定に基づき規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定に基づく週休日又は勤務時間条例第１０条第１項に規定する休日（同項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員にあっては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を含む日を除く。）若しくは全部休日勤務代休時間指定日（次頁において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	（管理職員特別勤務手当） 第１８条の２　第１０条第１項の規定に基づき規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日（次頁において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
２～４　略	２～４　略
（期末手当） 第２０条　略	（期末手当） 第２０条　略
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分

改　正　案	現　　行
(1)～(4) 略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中**「１００分の１２７．５」とあるのは、「１００分の７２．５」**とする。 ４～６　略 （勤勉手当） 第２１条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額をこえてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に**１００分の１０７．５**を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に**１００分の５２．５**を乗じて得た額の総額 ３～５　略	に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中**「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」**とする。 ４～６　略 （勤勉手当） 第２１条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額をこえてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に**、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５**を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に**、６月に支給する場合には１００分の５１．２５、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５**を乗じて得た額の総額 ３～５　略

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第１号）の一部改正（第３条関係）

改　正　案	現　　行
（週休日の振替等） 第５条　任命権者は、職員に第３条第１項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第３条第２項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の**勤務時間の一部**を当該勤務日に割り振ることをやめて当該**勤務時間の一部**を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。 （育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第８条の２　任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、当該子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３項の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童を含む。以下この項**、次条第１項から第３項まで及び第１７条の２第２項**において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第３項において同じ。）をさせるものとする。 (1)及び(2)　略 ２及び３　略 （時間外勤務代休時間） 第９条　町長は、職員の給与に関する条例（昭和３７年条例第１号**。以下「給与条例」という。**）第１４条第４項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第３条第２項、第４条又は第５条の規定により勤務時間が割り振られた日（第１０条第１項において「勤務日等」という。）のうち第１０条第１項に規定する休日を除いた日に割り振られた勤務時間**（同項に規定する休日勤務代休時間を除く。）**の全部又は一部を指定することができる。	（週休日の振替等） 第５条　任命権者は、職員に第３条第１項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第３条第２項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の**勤務時間のうち４時間**を当該勤務日に割り振ることをやめて当該**４時間の勤務時間**を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。 （育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第８条の２　任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、当該子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３項の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童を含む。以下この項**及び次条第１項から第３項まで**において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第３項において同じ。）をさせるものとする。 (1)及び(2)　略 ２及び３　略 （時間外勤務代休時間） 第９条　町長は、職員の給与に関する条例（昭和３７年条例第１号）第１４条第４項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第３条第２項、第４条又は第５条の規定により勤務時間が割り振られた日（第１０条第１項において「勤務日等」という。）のうち第１０条第１項に規定する休日**及び代休日**を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

改　正　案	現　　行
２　略	２　略
（休日勤務代休時間）	（休日の代休日）
第１０条　任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部（以下この項において「休日勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日勤務時間に代わる時間（次項において「休日勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間（第９条第１項の規定により時間外勤務代休時間として指定された勤務時間及び休日である勤務日等に割り振られた勤務時間を除く。）の全部又は一部（当該休日勤務時間と同一の時間数であるものに限る。）を指定することができる。	第１０条　任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第９条第１項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。
２　前項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員は、当該休日勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。	２　前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
（休暇の種類）	（休暇の種類）
第１１条　職員の休暇は、年次有給休暇、年次無給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。	第１１条　職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。
（年次無給休暇）	
第１２条の２　年次無給休暇は、１の年ごとにおける休暇とし、その日数は、１の年において７日とする。	
２　年次無給休暇については、その時期につき、任命権者の承認を受けなければならない。この場合において、任命権者は、公務の運営に支障がある場合又は公務の運営に相当程度の影響を及ぼす場合として規則で定める場合を除き、これを承認しなければならない。	
３　年次無給休暇については、給与条例第１３条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、同条例第１７条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。	
（介護休暇）	（介護休暇）
第１５条　略	第１５条　略
２　略	２　略
３　介護休暇については、給与条例第４条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、同条例第１７条に規定する勤務時間１時間当たりの給与額を減額する。	３　介護休暇については、職員の給与に関する条例第４条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、同条例第１７条に規定する勤務時間１時間当たりの給与額を減額する。
（介護時間）	（介護時間）

改　正　案	現　　行
第１５条の２　略 ２　略 ３　介護時間については、**給与条例**第１３条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、同条例第１７条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。 （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向調査等） 第１７条の２　任命権者は、時津町職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第８号**。以下「育児休業条例」という。**）第２１条第１項の措置を講ずるに当たっては、**同項**の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) **育児休業条例第２１条第１項**の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 ２及び３　略	第１５条の２　略 ２　略 ３　介護時間については、**職員の給与に関する条例**第１３条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、同条例第１７条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。 （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向調査等） 第１７条の２　任命権者は、時津町職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第８号）第２１条第１項の措置を講ずるに当たっては、**同条**の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) **時津町職員の育児休業等に関する条例第２１条**の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 ２及び３　略

時津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成３１年条例第７号）の一部改正（第４条関係）

改　正　案

別表第２（第１６条関係）

報酬基準月額表

職種	職務の級 号級	会計1級 基準月額	会計2級 基準月額	会計3級 基準月額
		円	円	円
1　次項に定める職種以外の職種	1	208,600	206,000	252,400
	2	210,400	207,100	253,700
	3	212,100	208,300	255,100
	4	213,800	209,500	256,500
	5	215,500	210,600	257,900
	6	217,200	212,300	259,300
	7	218,800	213,900	260,700
	8	220,400	215,500	262,100
	9	222,000	217,000	263,500
	10	223,500	218,700	264,700
	11	225,000	220,300	266,100
	12	226,400	221,900	267,400
	13	227,800	223,400	268,600
	14	229,300	225,100	269,800
	15	230,800	226,800	271,100
	16	232,300	228,500	272,300
	17	233,700	229,700	273,400
	18	235,100	231,300	274,500
	19	236,500	232,900	275,600
	20	237,900	234,400	276,700
	21	239,300	235,900	277,600
	22	240,300	237,600	278,600
	23	241,400	239,200	279,600
	24	242,400	240,800	280,600
	25	243,400	242,400	281,600
	26	244,200	244,100	282,500

現　　行

別表第２（第１６条関係）

報酬基準月額表

職種	職務の級 号級	会計1級 基準月額	会計2級 基準月額	会計3級 基準月額
		円	円	円
1　次項に定める職種以外の職種	1	198,800	196,400	242,700
	2	200,500	197,500	244,000
	3	202,200	198,700	245,400
	4	203,900	199,800	246,800
	5	205,600	200,900	248,200
	6	207,300	202,600	249,600
	7	208,900	204,200	251,100
	8	210,500	205,800	252,500
	9	212,100	207,300	253,900
	10	213,600	209,000	255,100
	11	215,100	210,600	256,400
	12	216,500	212,200	257,700
	13	218,000	213,700	258,900
	14	219,500	215,400	260,100
	15	221,000	217,100	261,300
	16	222,500	218,900	262,500
	17	223,900	220,100	263,600
	18	225,300	221,700	264,700
	19	226,700	223,300	265,800
	20	228,100	224,800	266,900
	21	229,500	226,300	267,800
	22	230,500	227,900	268,800
	23	231,600	229,500	269,800
	24	232,700	231,100	270,800
	25	233,700	232,700	271,800
	26	234,500	234,400	272,700

改正案					現行				
	27	245,100	245,400	283,300		27	235,400	235,700	273,500
	28	245,900	246,700	284,200		28	236,200	237,000	274,400
	29	246,800	248,000	285,000		29	237,100	238,300	275,200
	30	247,600	249,100	285,800		30	237,900	239,400	276,000
	31	248,400	250,200	286,700		31	238,700	240,500	276,800
	32	249,100	251,300	287,400		32	239,500	241,600	277,500
	33	249,900	252,400	288,200		33	240,300	242,700	278,200
	34	250,400	253,300	289,000		34	240,800	243,600	279,000
	35	250,900	254,200	289,800		35	241,300	244,500	279,800
	36	251,400	255,200	290,400		36	241,800	245,500	280,400
	37	252,000	256,200	291,100		37	242,400	246,500	281,100
	38	252,500	257,100	291,900		38	242,900	247,400	281,900
	39	252,900	258,000	292,600		39	243,400	248,300	282,600
	40	253,400	258,800	293,400		40	243,900	249,100	283,300
	41	253,800	259,600	294,100		41	244,400	249,900	284,000
	42	254,100	260,200	294,900		42	244,700	250,600	284,800
	43	254,400	260,800	295,600		43	245,000	251,300	285,500
	44	254,700	261,400	296,300		44	245,400	251,900	286,200
	45	255,100	262,000	297,000		45	245,800	252,600	286,900
	46	255,400	262,600	297,700		46	246,200	253,200	287,500
	47	255,800	263,200	298,400		47	246,600	253,800	288,200
	48	256,200	263,800	299,000		48	247,000	254,400	288,800
	49	256,500	264,300	299,700		49	247,300	254,900	289,500
	50	256,800	265,000	300,400		50	247,600	255,500	290,100
	51	257,100	265,600	301,100		51	247,900	256,100	290,800
	52	257,400	266,100	301,800		52	248,200	256,600	291,500
	53	257,600	266,500	302,300		53	248,400	257,000	292,000
	54	257,900	266,900	303,000		54	248,700	257,400	292,600
	55	258,200	267,200	303,600		55	249,000	257,700	293,200
	56	258,500	267,500	304,300		56	249,300	258,000	293,900
	57	258,700	267,800	304,900		57	249,500	258,300	294,500
	58	259,000	268,100	305,500		58	249,800	258,600	295,100

改正案					現行				
	59	259,300	268,400	306,100		59	250,100	258,900	295,700
	60	259,500	268,700	306,900		60	250,300	259,200	296,400
	61	259,700	269,000	307,500		61	250,500	259,500	297,000
	62	260,000	269,300	308,000		62	250,900	259,800	297,600
	63	260,300	269,600	308,500		63	251,200	260,100	298,100
	64	260,500	269,900	308,900		64	251,400	260,400	298,600
	65	260,700	270,200	309,400		65	251,600	260,700	299,100
	66	261,000	270,500	309,900		66	251,900	261,000	299,700
	67	261,300	270,800	310,300		67	252,200	261,300	300,200
	68	261,500	271,100	310,800		68	252,400	261,600	300,800
	69	261,700	271,400	311,200		69	252,600	261,900	301,200
	70	262,000	271,700	311,700		70	252,900	262,200	301,700
2　英語指導助手及び外国語指導助手	1年目	335,000			2　英語指導助手及び外国語指導助手	1年目	335,000		
	2年目	345,000				2年目	345,000		
	3年目	355,000				3年目	355,000		
	4年目以降	360,000				4年目以降	360,000		